

平成25年第3回下仁田町議会定例会会議録第3号（13日）

招集年月日	平成25年9月4日					
招集の場所	下 仁 田 町 議 会 議 場					
開閉会日時	開 会	平成25年 9月 4日午前10時00分			議 長	千 野 榮 治
及び宣言	閉 会	平成25年 9月20日午後2時05分			議 長	佐 藤 公 夫
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員 出席 12名 欠席 名 欠員 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招示す	議席番号	氏 名	出席等の別	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	永 井 正 之	○	7	佐 藤 勇 二	○
	2	木 暮 弘 元	○	8	千 野 榮 治	○
	3	矢 嶋 榮 一	○	9	島 崎 紘 一	○
	4	原 秀 男	○	10	堀 口 博 志	○
	5	岩 崎 正 春	○	11	岡 田 武 二	○
	6	高 瀬 政 信	○	12	佐 藤 公 夫	○
会議録署名議員	12番	佐 藤 公 夫	1番	永 井 正 之		
職務のため議場に出席したものの氏名	事務局長	斉 藤 昇 久		書記	並 木 文 子	
地方自治法 第121条に より説明のため出席した者の氏名	町 長	金 井 康 行		会 計 課 長	茂 木 政 美	
	副 町 長	—————		ガ ス 水 道 課 長	金 井 義 富	
	教 育 長	吉 井 誠		水 道 課 長	(ガス水道課長兼務)	
	総 務 課 長	永 井 正 信		教 育 課 長	竹 内 芳 則	
	企 画 財 政 課 長	神 戸 康 全				
	健 康 課 長	神 宮 喜 美				
	産 業 振 興 課 長	加 庭 紀 夫				
	ジ オ パ ー ク 推 進 室 長	神 戸 哲				

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

1 木暮弘元君に対する懲罰の件について

会 議 の 経 過

開 会 平成25年9月13日 午後 2時00分

○議長 千野榮治 これから本日の会議を開きます。
お諮りいたします。

本日の議事日程につきましては、既に決定しておりましたが、新たな案件が提出されましたので、お手元にお配りしたように日程を変更したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 千野榮治 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、議席にお配りしたとおり変更することに決定いたしました。

○議長 千野榮治 日程第1、木暮弘元君に対する懲罰の件についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、木暮弘元君の退場を求めます。

(2番 木暮弘元議員 退場)

○議長 千野榮治 ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時02分

再 開 午後 2時03分

○議長 千野榮治 休憩を解いて再開いたします。

それでは、木暮弘元君に対する懲罰の件について、委員長報告を求めます。

懲罰特別委員長

(岡田武二懲罰特別委員長 登壇)

○懲罰特別委員長 岡田武二 議長のお許しをいただきましたので、懲罰特別委員長報告を申し上げます。

その前に、懲罰特別委員会が設置されるまでの経過を述べさせていただきます。

9月4日、本会議において木暮弘元議員の不適切発言を議会運営委員会でただしたところ、適切な回答がなかった。発言の取り消し及び訂正を一定の期間に申し述べることを伝えたが、取り消しをしない旨、議長に報告がありましたので、木暮弘元議員を除く11名にて懲罰特別委員会の設置となりました。

懲罰特別委員会は、9月6日、10日及び13日に委員会室301において、本委員会に付託された「木暮弘元君に対する懲罰の件」について審査をいたしましたので、その経過及び結果について報告をいたします。

9月4日、木暮弘元議員の一般質問の質疑に関する中で、地方自治法第132条（品位の保持）、下仁田町議会会議規則第53条（発言内容の制限）、第101条（品位の尊重）に照らし合わせて、議会の品位を著しくおとしめる発言をしたことは、法や会議規則に反すると思われ、その部分として「議会を愚弄し、町民を欺く行為、「二重申請、二重取り」二重の交付金申請による「不祥事」発言は、上記、法、会議規則に抵触すると思われるので、委員皆様に慎重な審査をお願いした。

審査を行った結果、木暮弘元君の一般質問における発言は、地方自治法第132条及び下仁田町議会会議規則第53条、第101条に触れる行為である。木暮弘元君の発言は、事実と異なる部分があり、議会全体に不信感を与え、あたかも議会の監視機能（チェック）が働いていないような発言により、不正や不祥事の隠ぺいがされたかのように議会全体をおとしめる発言であり、議会の品位を著しくおとしめた。よって、木暮弘元議員に対して地方自治法第135条第1項（懲罰の種類）により、全会一致をもって懲罰を行い、法第135条第1項（懲罰の種類）、会議規則第112条（戒告または陳謝の方法）の規定により、「陳謝文」の朗読をすべきと決しました。

木暮弘元議員による陳謝文は、「私は、9月4日の本会議における一般質問の発言中に不穏当な言辞を用い、議会の品位を保持し、秩序を守るべき議員の職責に顧みて、まことに申しわけありません。一般質問中の不穏当発言を含む文言に関する部分の発言の取り消しを願い出ます。議会並びに関係者の皆様に対しておわびを申し上げるとともに、ここに深く反省し、誠意を披瀝して陳謝いたします。」の陳謝文の朗読とすべきと決しました。

以上をもって懲罰特別委員長報告といたします。

○議長 千野榮治 以上で懲罰特別委員会における審査の経過及び結果報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 委員長報告に対する質疑はないものと認め、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

本件に対する委員長報告は、木暮弘元君に陳謝の懲罰を科すことです。本件については、委員長報告のとおり賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 千野榮治 挙手全員です。よって、木暮弘元君に陳謝の懲罰を科することに可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時07分

再 開 午後 2時09分

○議長 千野榮治 休憩を解いて再開いたします。

ただいまの議決に基づく木暮弘元君に懲罰の宣告を行います。

木暮弘元君に陳謝の懲罰を科します。これから木暮弘元君に陳謝させます。

木暮弘元君、登壇の上、陳謝文の朗読を命じます。

(2番 木暮弘元議員 登壇)

○2番 木暮弘元 議長にお願いがございます。

この陳謝文を読む前に、私は……

(「陳謝文はもらったんだね」の声あり)

○2番 木暮弘元 もらいました。

それで、この1回目と呼ばれたときに、私はよく……

○議長 千野榮治 木暮弘元君、陳謝文の朗読をということで朗読を命じましたので、それについての説明はこの場ではしてはいけません。朗読をするかしないかでお願いをしたいと思います。

○2番 木暮弘元 それでは、この陳謝文を朗読いたしません。

○議長 千野榮治 報告いたします。木暮弘元君は、陳謝文の朗読を拒否しております。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時11分

再 開 午後 3時00分

○議長 千野榮治 それでは、休憩を解いて再開いたします。

先ほど岡田武二君から懲罰特別委員会設置にかかわる懲罰動議が提出され

ましたが、懲罰動議については、会議規則第109条第1項の規定によって文書で提出することになっております。よって、岡田武二君ほか8人から懲罰動議が文書で提出されましたので、改めて懲罰動議についてを審議したいと思います。

お諮りいたします。

懲罰の議決については、会議規則第110条の規定によって、委員会の付託を省略することができないことになっております。したがって、本案については、10人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 千野榮治 異議なしと認めます。したがって、本件については、10人で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時03分

再 開 午後 3時04分

○議長 千野榮治 休憩を解いて再開いたします。

お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 千野榮治 異議なしと認めます。したがって、懲罰特別委員会の委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり推薦することに決定いたしました。

○議長 千野榮治 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散 会 平成25年9月13日 午後 3時05分